

みんなの広場

伝言板

催し・講座

初心者テニス教室
 とき 10月3日(木)～
 毎週木曜日全8回
 午前9時～
 午後0時30分

ところ 市スポーツプラザ
 対象 初心者～初級者
 費用 全日程で 4000円

定員 24人(12人2班)
 申込期間・方法 8月16日～9月25日
 住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、FAX
 で申し込む
 詳しくは、八街市テニス協会 桐岡寛司 ☎ FAX 443-1638。

会員募集

千葉RG八街新体操
 とき 毎週水曜日
 午後5時～8時

ところ 市スポーツプラザ
 対象 4歳～中学校3年生までの女子

※見学・体験できます。
 詳しくは、石岡久美子
 ☎ 090-33090-10

63へ。
八街を良くする会
 とき 毎月第3日曜日
 午後1時～

ところ 一区コミュニティセンター

会費 300円

詳しくは、木村厚生 ☎ 443-5489へ。

お知らせ

絵手紙を楽しんでみませんか「絵手紙教室」
 千葉黎明高等学校の協力により、絵手紙教室を開催します。

絵手紙は気軽に誰でもできる楽しいアートです。日々の想いを絵手紙にして大切な人に送りませんか。この講座では初心者向けに絵手紙づくりの基礎を指導します。あなたも参加してみませんか。

とき 9月7日(土)21日(土)10月5日(土)26日(土)
 (全4回)

午後2時～4時

ところ 千葉黎明高等学校
 対象 市内在住・在勤者
 費用 4000円(道具代含)

※絵手紙セット(顔彩18色、

線かき筆、彩色筆)をお持ちの方は500円
 定員 30人(申込順)
 ※申し込みは、8月20日(火)午前8時30分から10時まで
 は市役所第4会議室、以降
 社会教育課で受け付けます。
 費用を添えてお申し込みください。

なお、申し込みは1人名分(代理可)とし、電話での申し込みはできません。
 詳しくは、市教育委員会
 社会教育課 ☎ 443-1464へ。

下水道排水設備工事

責任技術者の登録更新

下水道排水設備工事責任技術者の資格有効期限が平成26年3月31日の方は、登録更新の手続きをしないと資格を失ってしまいますので、お早めに手続きをしてください。
 受付期間 9月2日～13日
 ※申請書類は、登録されている住所に郵送されます。
 詳しくは、千葉県下水道協会事務局 ☎ 245-1612へ。

出張介護予防教室を開催

いつまでも活動的な生活を送れるように、市役所高齢者福祉課では高齢者の集まり(10人以上)に講師を派遣し、出張介護予防教室を開催します。
 いすに座つての運動や、栄養、口腔機能、認知症予防などに関する講話です。

時間 60分程度
 詳しくは、地域包括支援センター ☎ 443-1207へ。



「森のじかん」開催

東日本大震災で避難された方々、支援を応援したい方々の心やすらぐ交流の場として、山武市主催で森のじかんが始まっています。
 とき 毎月第2木曜日
 正午～午後3時

ところ さんぶの森交流センター1あららぎ館

詳しくは、山武市役所秘書課 ☎ 0475-80-1292へ。

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加募集

(財)日本遺族会は、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。
 第二次世界大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などが戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行い、同地域の住民と友好親善をはかります。
 費用 90000円

ハ実施地域▽
 中国、東部ニューギニア、ボルネオ・マレー半島、トラタク・パラオ諸島、ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー・ベトナム、台湾・バシー海峡、ビスマーク諸島、西部ニューギニア、マーシャル・ギルバート諸島

申し込みなど詳しくは、(財)千葉県遺族会 ☎ 251-3358へ。

軽費老人ホーム「よしきり」の運営事業者を募集

「よしきり」は印旛郡市広域市町村圏事務組合が設置・運営している軽費老人ホームです。この度、新たに軽費老人ホーム事業を引き継いで運営していただける事業者を公募します。
 所在地 印西市瀬戸184番地の2
 詳しくは、印旛広域事務局管理課 ☎ 485-0397へ。

八街少年院施設見学

『少年院』ってどんなところ？施設や教育の内容をご覧になりながら、一緒に考えてみませんか。
 とき 9月29日(日)
 午後2時20分～3時50分

ところ 八街少年院
 対象 市内在住の方
 ※未成年は、保護者同伴
 定員 30人(先着順)

詳しくは、八街少年院庶務係 ☎ 445-3787へ。

特定計量器「はかり」の定期検査を実施します

取引または証明に使用する計量器「はかり」は必ず定期検査を受けましょう。

商店や病院、薬局、学校などで、商売や証明に使用しているのはかりは、適正な計量取引を確保するため、2年に一度の定期検査が義務付けられています。該当するはかりをお持ちの方は、必ず検査を受けてください。
 とき 10月9日(水)・10日(木)・11日(金)・15日(火)・16日(水)
 午前10時30分～午後3時
 (正午～午後1時を除く)
 ところ 市役所第4会議室
 対象外 家庭用はかり
 免除

新規購入や修理後検定を受けたはかりは、定期検査が1回のみ免除されます。
 ※運搬時、急激な振動や衝撃を与えないように、はかりの下にマットや座布団を敷き、休み装置のあるものは「休み」にして運搬してください。
 詳しくは、市役所商工課 ☎ 443-1405へ。

不用品情報

譲ります

・25cm程度のプラスチックのおもちゃ(ウルトラマン10体)
 ※取引については、当事者間で品物の確認をお願いします。
 詳しくは、市役所商工課 ☎ 443-1405へ。